令 和 5 年

上尾伊奈資源循環組合議会
第 1 回臨時会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議　　案　　名

議案第　１号　専決処分の承認を求めることについて……　１
議案第　２号　専決処分の承認を求めることについて……１０
議案第　３号　令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第１号）……別冊
議案第　４号　上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例の制定について…９６
議案第　５号　上尾伊奈資源循環組合情報公開条例の制定について……９７
議案第　６号　上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例の制定について……１０９
議案第　７号　上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について……１１１
議案第　８号　上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例の制定について……１１３
議案第　９号　上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例の制定について……１１５
議案第１０号　上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について……１１７
議案第１１号　上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の制定について……１１９
議案第１２号　上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について……１３１
議案第１３号　上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について……１３２
議案第１４号　上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について……１３４
議案第１５号　上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について……１３７
議案第１６号　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例の制定について……１４０
議案第１７号　監査委員の選任について……１４３
議案第１８号　監査委員の選任について……１４４

議案第１９号　公平委員会委員の選任について……１４５
議案第２０号　公平委員会委員の選任について……１４６
議案第２１号　公平委員会委員の選任について……１４７

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算を緊急に編成する必要が生じ、令和５年４月１日専決処分したので、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第３項の規定により、この案を提出する。

専　決　処　分　書

令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算

令和５年度上尾伊奈資源循環組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７６，１６８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

単位：千円

款	項	金　　額
1 分担金及び負担金		76,166
	1 負担金	76,166
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳　　入　　合　　計		76,168

歳　出

単位：千円

款	項	金　　額
1 議会費		168
	1 議会費	168
2 総務費		74,996
	1 総務管理費	74,648
	2 監査委員費	348
3 衛生費		4
	1 清掃費	4
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　　出　　合　　計		76,168

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

（歳 入）

単位：千円

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	76,166	0	76,166
2 国庫支出金	1	0	1
3 諸収入	1	0	1
歳 入 合 計	76,168	0	76,168

（歳 出）

単位：千円

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	168	0	168	0	0	0	168
2 総務費	74,996	0	74,996	0	0	0	74,996
3 衛生費	4	0	4	1	0	0	3
4 予備費	1,000	0	1,000	0	0	0	1,000
歳 出 合 計	76,168	0	76,168	1	0	0	76,167

2　歳　入

（款）1　分担金及び負担金　（項）1　負担金

単位：千円

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1　構成市町負担金	76,166	0	76,166	1議会費負担金	168	上尾市負担金	126
						伊奈町負担金	42
				2総務費負担金	74,996	上尾市負担金	37,498
						伊奈町負担金	37,498
				3衛生費負担金	2	上尾市負担金	1
						伊奈町負担金	1
				4予備費負担金	1,000	上尾市負担金	500
						伊奈町負担金	500
計	76,166	0	76,166				

（款）2　国庫支出金　（項）1　国庫補助金

1　衛生費国庫補助金	1	0	1	1清掃費国庫補助金	1	循環型社会形成推進交付金	1
計	1	0	1				

（款）3　諸収入　（項）1　預金利子

1　預金利子	1	0	1	1預金利子	1	預金利子	1
計	1	0	1				

3　歳　出

（款）1　議会費　（項）1　議会費

単位：千円

目	本年度 （前年度） （比較）	本年度の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
1　議会費	168	0	0	0	168	9交際費	20	議会交際費	20
	（　0）					10需用費	100	消耗品費	100
	（　168）					11役務費	28	通信運搬費	28
						17備品購入費	20	備品購入費	20
計	168 （　0） （　168）	0	0	0	168				

（款）2　総務費　（項）1　総務管理費

1　一般管理費	74,588	0	0	0	74,588	1報酬	222	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬（3人）	135
								行政不服審査会委員報酬（3人）	45
	（　0）							公務災害補償等認定委員会委員報酬（5人）	26
								公務災害補償等審査会委員報酬（3人）	16
	（　74,588）					8旅費	109	費用弁償	40
								普通旅費	69
						9交際費	20	組合交際費	20
						10需用費	388	消耗品費	150
								燃料費	58
								光熱水費	180
						11役務費	490	通信運搬費	300
								手数料	190
						12委託料	1,050	クライアントパソコン等保守委託料	1,050
						13使用料及び賃借料	761	ライセンス使用料	165
								有料道路通行料・駐車場使用料	9
								テレビ受信料	15
								自動車借上料	572
						18負担金、補助及び交付金	71,548	埼玉県清掃行政研究協議会負担金	15
								職員研修負担金	71
								派遣職員人件費負担金	71,462

単位：千円

目	本年度 (前年度) (比較)	本年度の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
2 公平委員会費	60	0	0	0	60	1報酬	34	公平委員会委員報酬（3人）	34
	(0)					8旅費	6	費用弁償	6
	(60)					17備品購入費	20	備品購入費	20
計	74,648	0	0	0	74,648				
	(0)								
	(74,648)								

（款）2 総務費 （項） 2 監査委員費

1 監査委員費	348	0	0	0	348	1報酬	288	監査委員報酬（2人）	288
	(0)					8旅費	40	費用弁償	40
	(348)					17備品購入費	20	備品購入費	20
計	348	0	0	0	348				
	(0)								
	(348)								

（款）3 衛生費 （項） 1 清掃費

1 施設建設費	4	1	0	0	3	12委託料	4	地質調査業務委託料	1
								測量調査業務委託料	1
	(0)	国庫支出金						地歴調査業務委託料	1
		1						施設整備基本構想策定業務委託料	1
	(4)								
計	4	1	0	0	3				
	(0)								
	(4)								

（款）4 予備費 （項） 1 予備費

1 予備費	1,000	0	0	0	1,000			予備費	1,000
	(0)								
	(1,000)								
計	1,000	0	0	0	1,000				
	(0)								
	(1,000)								

給　与　費　明　細　書

特別職　　単位：千円

区分		職員数（人）	給与費					共済費	合計	備考
			報酬	給料	地域手当	期末手当 年間支給率	計			
本年度	管理者等	2	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	8	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	19	544	0	0	0	544	0	544	
	計	29	544	0	0	0	544	0	544	
前年度	管理者等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	
比較	長等	2	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	8	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	19	544	0	0	0	544	0	544	
	計	29	544	0	0	0	544	0	544	

議案第２号

専決処分の承認を求めることについて

上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例ほか２０件の条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例ほか２０件の条例を緊急に制定する必要が生じ、令和５年４月１日専決処分したので、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第３項の規定により、この案を提出する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例

（組合の休日）

第１条　次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第２条　組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合公告式条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１６条第４項及び第５項の規定に基づく組合の公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

２　条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

(1)　上尾伊奈資源循環組合掲示場

(2)　上尾市役所前掲示場

(3)　伊奈町役場前掲示場

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第４条　規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者の氏名を記入して管理者印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会の会議規則又は傍聴規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第１項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第１項中「管理者の氏名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第６条　規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合事務局設置条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１５８条第１項の規定により、管理者の直近下位の内部組織として、上尾伊奈資源循環組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　事務局は、管理者の権限に属する全ての事務を所掌する。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３０条第１項又は第３１条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。第５条第２項において「令」という。）において使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第３条　開示請求書には、法第７７条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第４条　実施機関が開示決定等をする場合における法第８３条第１項及び第８４条の規定の適用については、同項中「３０日」とあるのは「１４日」と、同条中「６０日」とあるのは「４４日」と、「前条」とあるのは「上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第４号）第４条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第２８条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第６条　訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第７条　利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（実施状況の公表）

第８条　管理者は、毎年１回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会条例

（設置）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。第７条第１項及び第４項において「法」という。）第１０５条第３項において読み替えて準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

（組織）

第３条　審査会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、２人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（審査会の調査権限）

第７条　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、法第８２条各項の決定、法第９３条各項の決定若しくは法第１０１条各項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

２　前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

３　実施機関は、審査会から第１項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

４　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、法第８２条各項の決定、法第９３条各項の決定若しくは法第１０１条各項の決定に係る保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

５　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１３条第４項に規定する参加人をいう。次条第２項及び第１３条において同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第８条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第９条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第１０条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第７条第１項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第５項の規定による調査をさせ、又は第８条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第１１条　審査会は、第７条第４項若しくは第５項又は第９条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第１２条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第１３条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（守秘義務）

第１４条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１５条　審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（罰則）

第１７条　第１４条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合監査委員に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する第１９６条第１項ただし書の規定に基づき議員のうちから監査委員を選任しないことを定めるとともに、法第２９２条において準用する法第２０２条の規定に基づき監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員のうちから選任する監査委員）

第２条　監査委員は、議員のうちから選任しない。

（代表監査委員）

第３条　法第１９９条の３に規定する代表監査委員は、監査委員の互選によって定める。

（定期監査）

第４条　法第１９９条第４項の規定による監査を行うときは、その都度期日を指定し、その期日の１０日前までにその旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（行政監査、随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査）

第５条　法第１９９条第２項及び第５項の規定による監査並びに同条第７項及び法第２３５条の２第２項の規定による監査（管理者の要求に係るものを除く。）を行うときは、あらかじめその期日の１０日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（請求又は要求による監査）

第６条　法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項並びに第２４３条の２の２第３項の規定による監査

の請求又は要求があるときは、７日以内に監査に着手しなければならない。

２　法第７５条第３項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第９８条第２項の規定による監査の結果に関する報告、法第１９９条第９項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第２３５条の２第３項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第２４３条の２の２第３項の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から６０日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（例月現金出納検査）

第７条　法第２３５条の２第１項の規定による例月現金出納検査日は、毎月末日とする。ただし、その日が組合の休日に当たるときその他やむを得ない理由のあるときは、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。

（決算、証書類等の審査）

第８条　法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により審査に付されたときは、意見を付けて管理者に回付しなければならない。

（公表）

第９条　監査に関する公表は、上尾伊奈資源循環組合公告式条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２号）第２条第２項各号に掲げる掲示場に掲示して行う。

（委任）

第１０条　この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合公平委員会設置条例

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第７条第３項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合公平委員会を置く。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合職員定数条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１３８条第６項、第１７２条第３項及び第２００条第６項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

２　次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

(1)　臨時又は非常勤の職員

(2)　地方公務員法第２８条第２項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員

(3)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定により、育児休業をしている職員

（定数）

第２条　前条第１項の職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　地方自治法第２９２条において準用する同法第１３８条第６項に規定する職員　５人

(2)　地方自治法第２９２条において準用する同法第１７２条第３項に規定する職員　９人

(3)　地方自治法第２９２条において準用する同法第２００条第６項に規定する職員　１人

(4)　地方公務員法第１２条第９項に規定する事務職員　１人

２　前項各号に定める職員の定数のほか、前条第２項第２号及び第３号に掲

げる職員の定数は、それぞれ任命権者（地方公務員法第６条第１項の任命権者をいう。次条において同じ。）が必要と認める範囲内において定めることができる。

３　前条第２項第２号に掲げる職員が休職する前の職務に復帰する場合又は同項第３号に掲げる職員が育児休業をする前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して６月に限り引き続き定数外の職員とすることができる。

（職員の定数の配分）

第３条　前条第１項各号に定める職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合の定年等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　定年制度（第２条―第５条）
第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）
第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条）
第５章　雑則（第１３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　定年制度

（定年による退職）

第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第３条　職員の定年は、年齢６５年とする。

（定年による退職の特例）

第４条　任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超

えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第９条の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この項及び次項並びに次章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

４　任命権者は、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及

び第２項の規定により期限が延長された職員について、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

５　前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第５条　管理者は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、局長、次長及び主幹とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1)　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2)　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3)　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の

職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による他の職への降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互

に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第５章　雑則

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（定年に関する経過措置）

２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

３　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（勤務延長に関する経過措置）

４　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項及び第１１項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に第４条第１項若しくは第２項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る定年に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

５　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（次項及び第９項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年

を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第２条の規定により退職した者

(2)　施行日以後に第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3)　施行日以後に第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

6　前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日まででなければならない。

7　暫定再任用職員（第５項又は第９項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価における勤務成績その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

9　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、第５項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年をいう。第１１項において同じ。）に達している者（第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

１０　前項の場合においては、第６項から第８項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

１１　任命権者は、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における定年相当年齢が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における定年相当年齢が定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この項において「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者を、第１２条の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第２条　新たに職員となった者は、任命権者に別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（権限の委任）

第３条　この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第２条関係）

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存在することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　　月　　日

氏　　名

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３５条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1)　研修を受ける場合

(2)　厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3)　前２号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（１週間の勤務時間）

第２条　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり３８時間４５分を下らず４０時間を超えない範囲内において規則で定める。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の１週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

３　地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。

４　任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前３項に規

定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第４条　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第３条第２項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第３条第２項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の２分の１に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第６条　任命権者は、１日の勤務時間が、６時間を超える場合においては少なくとも４５分、８時間を超える場合においては少なくとも１時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

２　前項の休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要がある場合において、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第７条　任命権者は、管理者（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）別表第１第１号から第１０号まで及び第１３号から第１５号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第２条から第５条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

２　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である

場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第８条　任命権者は、小学校就学の始期（任命権者が特別の事由があると認める場合にあっては、別に任命権者が定める時期。第３項及び第１４条第２項第８号において同じ。）に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者若しくは配偶者の子又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものの子を含む。第１４条第２項第８号及び別表を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものを含む。以下同じ。）で当該子の親（当該子との間において事実上親と同様の関係にあると認められる者を含む。）であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業

務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるときを除き、前条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるときを除き、１月について２４時間、１年について１５０時間を超えて、前条第２項に規定する勤務をさせてはならない。

４　前３項の規定は、第１５条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期（任命権者が特別の事由があると認める場合にあっては、別に任命権者が定める時期。第３項及び第１４条第２項第８号において同じ。）に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者若しくは配偶者の子又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者若しくは職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものの子を含む。第１４条第２項第８号及び別表を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は職員と性別が同一である者で当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものを含む。以下同じ。）で当該子の親（当該子との間において事実上親と同様の関係にあると認められる者を含む。）であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第

２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第１５条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５　前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（休日）

第９条　職員は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第１０条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第３条第２項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第１１条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（年次休暇）

第１２条　年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの　その年度の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数

(3)　当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、上尾伊奈資源循環組合以外の地方公共団体の職員又は国家公務員（以下「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者のうち、当該地方公営企業労働関係法適用職員等の任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員　地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及び在職期間中における年次休暇の残日数を考慮し、２０日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

２　年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

３　任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第１３条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における病気休暇を使用した日その他の規則で定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して９０日を超えることはできない。

３　前項ただし書、次項及び第５項の規定の適用については、連続する８日以上の期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として規則で定める場合にあっては、その日数を考慮して規則で定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、１回の勤務に割り振られた勤務時間（１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、１回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第５項において「実勤務日数」という。）が２０日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

４　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得

ないと認められるときは、第２項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

５　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日の翌日から実勤務日数が２０日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第２項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

６　療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第２項ただし書及び第３項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

７　第２項ただし書及び第３項から前項までの規定は、臨時的に任用された職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

（特別休暇）

第１４条　特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

２　職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)　選挙権その他公民としての権利を行使する場合　その都度必要と認める期間

(2)　裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合　その都度必要と認める期間

(3)　出産の場合　出産予定日６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前から産後８週間を経過するまでの期間。ただし、職員から請求があった場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を合わせて２週間の範囲内の期間を加算した期

間

(4)　妊娠中又は出産後１年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合　妊娠６月（１月は２８日として計算する。以下この号において同じ。）までは４週間に１回、妊娠７月から９月までは２週間に１回、妊娠１０月から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、１回につき１日の範囲内でその都度必要と認める時間

(5)　妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合　正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(6)　妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合　６日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(7)　職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　規則で定める期間内において２日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２日を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

(8)　職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後規則で定める日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（第８条第１項に規定する子をいう。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内において５日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

(9)　生後１年６月に達しない子を育てる場合　１日２回それぞれ３０分間（規則で定める者が職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１

日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(10) 生理日における勤務が著しく困難な場合　３日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(11) 忌引の場合　別表に定める期間（第８条第１項において子に含まれるものとされる者その他の職員との間において事実上親族と同様の関係にあると認められる者として規則で定める者が死亡した場合にあっては、規則で定める期間）

(12) 配偶者、父母（届出をしないが事実上父若しくは母と婚姻関係と同様の事情にある者又は父若しくは母と性別が同一である者で当該父若しくは母と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を有すると認められるものを含む。別表を除き、以下同じ。）及び子の祭日の場合　それぞれ１日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数

(13) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合その都度必要と認める期間

(14) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき　１週間の範囲内においてその都度必要と認める期間

ア　職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(15) 結婚の場合　１０日の範囲内において必要と認める期間

(16) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護その他の規則で定める場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

(17) 次条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他

の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（同項に規定する日常生活を営むのに支障がある者が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

(18) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し５日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）を超えない範囲内で規則で定める期間）の範囲内の期間

(19) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合　一の年の６月から９月までの期間内において５日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し５日を超えない範囲内で規則で定める日数）の範囲内でその都度必要と認める日数

(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合　その都度必要と認める期間

(21) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避する場合　その都度必要と認める期間

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合　その都度必要と認める期間

(23) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族（第８条第１項において配偶者に含まれるものとされる者の３親等以内の血族を含む。）に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日の範囲内で必要と認める期間

ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、規則で定めるものにおける活動

ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

（介護休暇）

第１５条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認める期間とする。

（介護時間）

第１６条　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内において必要と認められる時間とする。

（組合休暇）

第１７条　組合休暇は、職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇とする。

２　任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に、組合休暇を与えることができる。

３　組合休暇は、一の年度につき２０日を超えて与えることはできない。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認）

第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（委任）

第１９条　第１２条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）

第２０条　非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（再任用短時間勤務職員等の特例）

２　短時間勤務の職を占める職員で、上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第９号）附則第５項又は第９項の規定により採用された職員は、第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、この条例の規定を適用する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に上尾市又は伊奈町に勤務していた職員であって、引き続き施行日において、この条例の適用を受ける組合の職員となったもの（次項において「派遣職員」という。）に対する当該地方公共団体の任命権者の承認は、この条例の相当規定に基づき任命権者が承認したものとみなし、その期間は通算する。

４　派遣職員（施行日前に伊奈町に勤務していた職員に限る。）の施行日が

属する年度における１の年度において期間が定められている特別休暇の日数については、派遣の際当該地方公共団体において定められていた１の年において期間が定められている特別休暇の残日数とする。

別表（第１４条関係）

死亡した者	日数	
配偶者	１０日	
１親等の直系尊属（父母）	血族　７日	姻族　３日
同　　卑属（子）	同　５日	同　１日
２親等の直系尊属（祖父母）	同　３日	同　１日
同　　卑属（孫）	同　１日	同　―
２親等の傍系者（兄弟姉妹）	同　３日	同　１日
３親等の傍系尊属（伯叔父母）	同　１日	同　１日

備考

１　死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

２　代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母に準ずる。

３　葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、その往復に要する実日数を加算する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合公務災害見舞金支給条例

（目的）

第１条　この条例は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、職員又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第１項に規定する職員

(2)　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受ける者

(3)　上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第２条に規定する職員

２　この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

(1)　住居と勤務場所との間の往復

(2)　一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3)　第１号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

３　職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる

移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（見舞金の種類）

第３条　見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　死亡見舞金

(2)　障害見舞金

（死亡見舞金）

第４条　死亡見舞金は、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

２　死亡見舞金の額は、１，０００万円とする。

３　死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

４　死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

５　死亡見舞金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、当該権利を有する者の１人が支給を受ける死亡見舞金の額は、第２項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

（障害見舞金）

第５条　障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき別表に定める程度の障害が存する場合に当該職員に支給する。

２　障害見舞金の額は、別表の左欄に定める障害等級の区分に応じ同表の右欄に定める額とする。

（認定）

第６条　公務上の死亡又は通勤による死亡の認定及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による障害の程度の認定は、第２条

第１項各号に掲げる法律又は条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。

（見舞金の支給制限）

第７条　見舞金の支給制限については、地方公務員災害補償法第３０条及び第３９条の規定を準用する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

障害等級	支給額
第１級	１０，０００，０００円
第２級	８，８００，０００円
第３級	７，８００，０００円
第４級	６，８００，０００円
第５級	５，９００，０００円
第６級	５，０００，０００円
第７級	４，１００，０００円
第８級	３，３００，０００円
第９級	２，６００，０００円
第１０級	２，０００，０００円
第１１級	１，５００，０００円
第１２級	１，０００，０００円
第１３級	６５０，０００円
第１４級	３５０，０００円

備考　この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第２９条第２項に規定するところによる。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　補償及び福祉事業（第９条―第２３条）
第３章　審査（第２４条―第２７条）
第４章　雑則（第２８条―第３３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号。以下「法」という。）第６９条及び第７０条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（職員）

第２条　この条例において「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和４２年政令第２７４号）第１条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受ける者以外の者をいう。

（通勤）

第３条　この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

(1)　住居と勤務場所との間の往復

(2)　一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3)　第１号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

２　職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（実施機関）

第４条　次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

(1)　議会の議員　議長

(2)　執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員　管理者

(3)　その他の職員　任命権者

２　実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

３　実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（認定委員会）

第５条　組合に認定委員会を置く。

２　認定委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

８　前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第６条　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)　議会の議員　管理者が議長と協議して規則で定める額

(2)　執行機関たる委員会の委員及び監査委員　管理者が規則で定める額

(3)　審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員　前２号に掲げる者との均衡を考慮して管理者が実施機関と協議して規則で定める額

第７条　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。以下同じ。）の４月１日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

２　前項の管理者が定める額は、法第２条第１１項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第８条　休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の

開始後１年６月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第６条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の４月１日における年齢に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

２　前項の管理者が定める額は、法第２条第１３項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第２章　補償及び福祉事業

（補償の種類等）

第９条　補償の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　療養補償

(2)　休業補償

(3)　傷病補償年金

(4)　障害補償

ア　障害補償年金

イ　障害補償一時金

(5)　介護補償

(6)　遺族補償

ア　遺族補償年金

イ　遺族補償一時金

(7)　葬祭補償

２　前項各号（第３号を除く。）に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。

（療養補償）

第１０条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第１１条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事するこ

とができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1)　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2)　少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

（傷病補償年金）

第１２条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第１に定める障害の等級に応じ、１年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1)　当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2)　当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第１に定める第１級、第２級又は第３級の傷病等級に該当すること。

２　傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

（障害補償）

第１３条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第２に定める第１級から第７級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、１年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第８級から第１４級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

（休業補償等の制限）

第１４条　実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因とな

った事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から３年以上の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の１００分の３０に相当する金額を減ずることができる。

２　実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合１回につき、休業補償を受ける者にあっては１０日間（１０日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあっては傷病補償年金の３６５分の１０に相当する額の支給を行わないことができる。

（介護補償）

第１５条　傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)　病院又は診療所に入院している場合

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3)　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合

（遺族補償）

第１６条　職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、

遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第１７条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第３項において同じ。）以外の者にあっては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、６０歳以上であること。

(2)　子又は孫については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること。

(3)　兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること又は６０歳以上であること。

(4)　前３号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第２の第７級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

２　遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。

(1)　１人　補償基礎額に１５３を乗じて得た額（５５歳以上の妻又は第１項第４号に規定する障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額）

(2)　２人　補償基礎額に２０１を乗じて得た額

(3)　３人　補償基礎額に２２３を乗じて得た額

(4)　４人以上　補償基礎額に２４５を乗じて得た額

第１８条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)　死亡したとき。

(2)　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

(3)　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

(4)　離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5)　子、孫又は兄弟姉妹については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き前条第１項第４号の障害の状態にあるときを除く。）。

(6)　前条第１項第４号に規定する障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時６０歳以上であったとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は職員の死亡の当時６０歳以上であったときを除く。）。

２　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第１９条　遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

(1)　職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2)　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合

に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

２　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　配偶者

(2)　職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3)　前２号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの

(4)　第２号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

３　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　遺族補償一時金の額は、第１項第１号の場合にあっては補償基礎額に４００を乗じて得た額、同項第２号の場合にあっては補償基礎額に４００を乗じて得た額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（年金たる補償の額の端数処理）

第２０条　年金たる補償の額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げるものとする。

（葬祭補償）

第２１条　職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

（この条例に定めがない事項）

第２２条　この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第３章（第２４条、第２５条、第３９条の２、第４５条及び第４６条を除く。）の規定の例による。

（福祉事業）

第２３条　実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関して必

要な次の事業を行うように努めなければならない。

(1)　外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

(2)　被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

２　実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第３章　審査

（審査の申立て）

第２４条　実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

（審査会）

第２５条　組合に審査会を置く。

２　審査会は、委員３人をもって組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第２６条　第２４条の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

第２７条　前２条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（報告、出頭等）

第２８条　実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

２　前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

（一時差止め）

第２９条　補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第１項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

（期間の計算）

第３０条　この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間については、民法（明治２９年法律第８９号）の期間の計算に関する規定を準用する。

（通勤による災害に係る費用の一部負担金）

第３１条　通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、２００円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

２　この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

（規則への委任）

第３２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第３３条　第２８条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、２０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（脳死した者の身体に対する療養補償）

第２条　この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条第２項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

（障害補償年金差額一時金）

第３条　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第１級	補償基礎額に１，３４０を乗じて得た額
第２級	補償基礎額に１，１９０を乗じて得た額
第３級	補償基礎額に１，０５０を乗じて得た額
第４級	補償基礎額に９２０を乗じて得た額
第５級	補償基礎額に７９０を乗じて得た額
第６級	補償基礎額に６７０を乗じて得た額
第７級	補償基礎額に５６０を乗じて得た額

２　障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1)　障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者の生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2)　前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

３　前２項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第５条の２の規定の例による。

（障害補償年金前払一時金）

第４条　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

２　障害補償年金前払一時金の額は、前条第１項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

３　障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

４　前３項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第５条の３の規定の例による。

（遺族補償年金前払一時金）

第５条　当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

２　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額に１，０００を乗じて得た額を限度として規則で定める額とする。

３　遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

４　遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第１９条第４項又は次条の規定の適用については、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

５　前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第６条の規定の例による。

（遺族補償一時金の額の特例）

第６条　遺族補償一時金の額は、当分の間、第１９条第４項の規定にかかわらず、補償基礎額に４００を乗じて得た額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（同条第１項第２号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1)　第１９条第２項第３号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　１００分の１００

(2)　第１９条第２項第３号に該当する者のうち、職員の死亡の当時１８歳未満若しくは５５歳以上の３親等内の親族又は第１７条第１項第４号に規定する障害の状態にある３親等内の親族　１００分の１７５

(3)　第１９条第２項第１号、第２号又は第４号に掲げる者　１００分の２５０

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第７条　当分の間、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、５５歳以上６０歳未満であったもの（第１７条第１項第４号に規定する者であって第１８条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１７条第１項の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１７条第３項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第７条第１項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、６０歳に達しないものを除く。）」と、第１８条第２項中「前項各号の」とあるのは「前項第１号から第４号までの」とする。

２　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１７条第１項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

３　第１項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が６０歳に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第５条の規定の適用を妨げるものではない。

（他の法令による給付との調整）

第８条　年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第２０条を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下「平成２４年一元化法」という。）附則第４１条第１項の規定による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による障害基礎年金（同法第３０条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８８
	障害基礎年金（当該補償の事由となった	０．８８

	障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８３
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害	０．８８

	共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	
	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	０．８０
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８４
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８
	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に	０．８０

	規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９０

２　休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８８
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
旧船員保険法による障害年金	０．７５
旧厚生年金保険法による障害年金	０．７５
旧国民年金法による障害年金	０．８９

別表第１（第１２条関係）

種別	等級	倍数
傷病補償年金	第１級	３１３
	第２級	２７７
	第３級	２４５

備考　この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和４２年自治省令第２７号）の別表第２の例による。

別表第２（第１３条関係）

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第１級	３１３
	第２級	２７７
	第３級	２４５
	第４級	２１３
	第５級	１８４
	第６級	１５６
	第７級	１３１
障害補償一時金	第８級	５０３
	第９級	３９１
	第１０級	３０２
	第１１級	２２３
	第１２級	１５６
	第１３級	１０１
	第１４級	５６

備考　この表に定める障害等級に該当する障害は、法第２９条第２項に規定するところによる。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５３条第１項、第５項、第６項、第９項及び第１０項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　職員団体が上尾伊奈資源循環組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副２通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

(1)　理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあっては、その職業）

(2)　全ての事務所の所在地

(3)　連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称

２　前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第５３条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類

(2)　当該職員団体の組織が法第５３条第４項の規定に適合していることを証明する書類

（登録の通知）

第３条　公平委員会は、登録の申請を受けた日から３０日以内に、登録をした旨又はしない旨を当該申請をした職員団体に通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第４条　登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第２条第１項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から１０日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

２　職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副２通の届出書を提出しなければならない。

３　第１項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第５３条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

４　前条の規定は、規約又は第２条第１項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

（登録の効力停止及び取消しの通知）

第５条　公平委員会は、法第５３条第６項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条の２第５項の規定に基づき、管理者及び副管理者（次条及び第３条において「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　管理者等に対する報酬は、支給しない。

（費用弁償）

第３条　管理者等が公務のため旅行したときは、別表に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として、当該職員に対する旅費の支給の例により支給する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、費用弁償の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

区分			費用弁償額
１	車賃（１キロメートルにつき）		３７円
２	日当（１日につき）	甲地域	３，１００円
		乙地域	２，６００円
		丙地域	５５０円

3	宿泊料（１夜につき）	１４，５００円
4	食卓料（１夜につき）	２，２００円

備考　この表において、「甲地域」とは県外（都の特別区の地域を除く。）をいい、「乙地域」とは秩父市及び秩父郡の地域をいい、「丙地域」とは県内（川越市、桶川市、蓮田市、さいたま市及び川島町並びに秩父市及び秩父郡の地域を除く。）及び都の特別区の地域をいう。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条の２第５項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（管理者、副管理者及び議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別職の職員の範囲）

第２条　特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。

(1)　監査委員

(2)　公平委員会委員

(3)　行政不服審査会委員

(4)　個人情報保護審査会委員

(5)　公務災害補償等認定委員会委員

(6)　公務災害補償等審査会委員

（報酬の額）

第３条　特別職の職員の報酬の額は、別表第１のとおりとする。

（報酬の始期及び終期）

第４条　日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、勤務の日数に応じて支給する。

２　月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は、議会の議員の議員報酬の例による。

（上尾市及び伊奈町の区域内において会議に出席したとき等に支給する費

用弁償）

第５条　特別職の職員が招集に応じ、上尾市及び伊奈町の区域内において会議に出席したとき、又は職務に従事したときは、１日につき１，０００円を費用弁償として支給する。

（公務のため出張したときに支給する旅費）

第６条　特別職の職員が公務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、別表第２のとおりとする。

３　前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、費用弁償の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区分		報酬額
1	監査委員	月額　１２，０００円
2	公平委員会	
	委員長	日額　６，４００円
	委員	日額　５，２００円
3	行政不服審査会	
	委員	日額　１５，０００円
4	個人情報保護審査会	
	委員	日額　１５，０００円
5	公務災害補償等認定委員会	
	委員	日額　５，２００円
6	公務災害補償等審査会	
	委員	日額　５，２００円

別表第２（第６条関係）

区分	旅費の額

1	車賃（１キロメートルにつき）		３７円
2	日当（１日につき）	甲地域	３，１００円
		乙地域	２，６００円
		丙地域	５５０円
3	宿泊料（１夜につき）		１４，５００円
4	食卓料（１夜につき）		２，２００円

備考　この表において、「甲地域」とは県外（都の特別区の地域を除く。）をいい、「乙地域」とは秩父市及び秩父郡の地域をいい、「丙地域」とは県内（川越市、桶川市、蓮田市、さいたま市及び川島町並びに秩父市及び秩父郡の地域を除く。）及び都の特別区の地域をいう。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例

（実費弁償）

第１条　組合の機関の請求により出頭し、又は参加した次に掲げる者に対し、別表により実費弁償を支給する。

(1)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第１００条第１項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(2)　法第２９２条において準用する法第１１５条の２第２項（法第２９２条において準用する法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

(3)　法第２９２条において準用する法第１９９条第８項の規定により出頭した関係人

(4)　法第２９２条において準用する法第１１５条の２第１項（法第２９２条において準用する法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者

(5)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定により出頭した証人

(6)　行政手続法（平成５年法律第８８号）第１０条の規定により行政庁の求めに応じ公聴会に参加した者

(7)　行政手続法第１７条第１項の規定により主宰者の求めに応じ聴聞に関する手続に参加した者

（実費弁償の支給方法）

第２条　実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第１条関係）

鉄道賃	船賃	車賃（１キロメートルにつき）	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）
実費	実費	３７円	２，１００円	１２，５００円

備考　上尾市又は伊奈町に居住する者については、日当以外は支給しない。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　任命権者　地方公務員法第６条に掲げる者をいう。

(2)　出張　職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

(3)　遺族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第３条　職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

２　職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、旅費を支給する。

３　職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

４　第１項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既

に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5　第１項及び第３項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第４条　旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5　旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

６　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第８条　旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては４００キロメートル、水路旅行にあっては２００キロメートル、陸路旅行にあっては５０キロメートルについて１日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。

第９条　１日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当の額による。

第１０条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第１１条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを旅行命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　旅行命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　第１項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前２項に規定する期間は、規則で定める。

（鉄道賃）

第１２条　鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)　運賃の等級を２階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(2)　運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3)　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前２号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(4)　公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を運行するものによる

旅行をする場合には、第１号又は第２号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5)　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第１号又は第２号に規定する運賃、第３号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

２　前項第３号に規定する急行料金は、急行列車を運行する線路による片道１００キロメートル以上の旅行で、旅行命令権者が必要と認める場合に限り、支給する。

３　第１項第５号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による片道１００キロメートル以上の旅行で、旅行命令権者が必要と認める場合に限り、支給する。

（船賃）

第１３条　船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1)　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2)　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3)　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4)　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5)　公務上の必要により特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、第１号、第２号又は第３号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6)　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第１４条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

（車賃）

第１５条　車賃の額は、別表の定額による。ただし、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第１０条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

３　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第１６条　日当の額は、旅行地の区分に応じた別表の定額による。

２　上尾市、伊奈町及びこれらの市町の隣接市町（川越市、桶川市、蓮田市、さいたま市及び川島町をいう。別表において同じ。）への旅行には、日当は、支給しない。

（宿泊料）

第１７条　宿泊料の額は、別表の定額による。

２　固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する定額の１０分の７に相当する額による。

３　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第１８条　食卓料の額は、別表の定額による。

２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

（勤務地内旅行の旅費）

第１９条　勤務地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する旅費を支給する。

(1)　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料

(2)　旅行が行程４キロメートル以上で鉄道賃又は車賃を要する場合には、

その鉄道賃又は車賃

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅費は、支給しない。

(1)　上尾市職員の給与に関する条例（昭和３０年上尾市条例第１４号）第１２条の２又は伊奈町職員の給与に関する条例（昭和２６年伊奈町条例第１７号）第１１条の２の規定の適用を受ける職員が旅行する場合

(2)　儀式、式典、研修その他これらに類する目的のために旅行する場合

(3)　職務の性質上常時出張を必要とする職員で管理者が指定するものの旅行の場合

（外国旅行の旅費）

第２０条　外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が管理者と協議して定める額を旅費として支給する。

（特別職の職員と同行した場合の旅費）

第２１条　職員が特別職の職務にある者と同行した場合には、当該職員に対し、前各条の規定にかかわらず、同行した特別職の職務にある者と同額の旅費を支給する。

（職員以外の者の旅費）

第２２条　職員以外の者について、第３条第３項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員に支給する額に相当する額を職員の例により支給する。

（旅費の調整）

第２３条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（旅費の特例）

第２４条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第３項又は第６４条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定に

より支給する旅費が同法第１５条第３項若しくは第６４条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（委任）

第２５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第１５条―第１９条関係）

区分			旅費額
1	車賃（１キロメートルにつき）		３７円
2	日当（１日につき）	甲地域	２，６００円
		乙地域	２，１００円
		丙地域	５５０円
3	宿泊料（１夜につき）		１２，５００円
4	食卓料（１夜につき）		１，７００円

備考　この表において、「甲地域」とは県外（都の特別区の地域を除く。）をいい、「乙地域」とは秩父市及び秩父郡の地域をいい、「丙地域」とは県内（隣接市町並びに秩父市及び秩父郡の地域を除く。）及び都の特別区の地域をいう。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の規定による提出書類等の写し等の交付を受ける者が法の規定に基づき納付する手数料の額その他当該手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（提出書類等の写し等の交付を受ける者が納付する手数料の額等）

第２条　次に掲げる法律の規定により納付する手数料の額は、別表の左欄に掲げる交付の方法及び同表の中欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(1)　法第３８条第６項において読み替えて適用する同条第４項

(2)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する法第３８条第４項

(3)　法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項

２　前項に規定する手数料は、法第３８条第１項（地方自治法第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する場合を含む。）及び法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の減免）

第３条　法第１１条第２項に規定する審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の額を減額し、又は免除することができる。

２　法第９条第１項に規定する審査庁が同項第３号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「法第１１条第２項に規定する審理員」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

（準用）

第４条　前条第１項の規定は、法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項の手数料について準用する。この場合において、前条第１項中「法第１１条第２項に規定する審理員」とあるのは、「上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　　号）第１条の上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

２　前条第１項の規定は、地方自治法第２９２条において準用する同法第２５８条第１項において準用する法第３８条第４項の手数料について準用する。

（手数料の還付）

第５条　既に納付した手数料は、還付しない。ただし、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第７条　詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

交付の方法	種別	金額
１　書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1)　白黒	用紙１枚につき　１０円
	(2)　カラー	用紙１枚につき　２０円
２　電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1)　白黒	用紙１枚につき　１０円

	(2)　カラー	用紙１枚につき　２０円

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）Ａ列３番又はＡ列４番とする。

２　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

専　決　処　分　書

下記の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

令和５年４月１日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３４条の３の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。）を締結することができる契約を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　地方自治法施行令第１６７条の１７に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1)　電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2)　施設の機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から経常的かつ継続的な役務の提供を受ける必要があり、かつ、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１０２条第２項の規定による上尾伊奈資源循環組合議会の定例会の回数は、毎年２回とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和５年の特例）

２　上尾伊奈資源循環組合議会の定例会は、令和５年に限り、本則中「毎年２回」とあるのは、「年１回」とする。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、上尾伊奈資源循環組合議会の定例会の回数を定めたいので、この案を提出する。

議案第５号

上尾伊奈資源循環組合情報公開条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合情報公開条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合情報公開条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　行政文書の公開（第５条―第１９条）
第３章　審査請求（第２０条―第２２条）
第４章　補則（第２３条―第２８条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、上尾市及び伊奈町の住民（以下単に「住民」という。）の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、及び住民による組合行政への参加の充実を推進し、公正で開かれた組合行政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実施機関　管理者、公平委員会及び監査委員並びに議会をいう。

(2)　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第７条第２号及び第１６条第２号において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ　一般の利用に供することを目的として管理しているもの

ウ　歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3)　行政文書の公開　実施機関が、この条例の定めるところにより行政文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の行政文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

（利用者の責務）

第４条　行政文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第２章　行政文書の公開

（行政文書の公開を請求することができる者）

第５条　次に掲げる者は、実施機関に対し、行政文書の公開（第５号に掲げる者にあっては、その者の有する利害関係に係る行政文書の公開に限る。）を請求することができる。

(1)　上尾市又は伊奈町内に住所を有する者

(2)　上尾市又は伊奈町内に事務所又は事業所を有する者

(3)　上尾市又は伊奈町に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)　上尾市又は伊奈町に存する学校に在学する者

(5)　前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者

（公開請求の手続）

第６条　前条の規定による行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)　公開請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の公開義務）

第７条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報

のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 組合と国等（国の機関、他の地方公共団体、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第９項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 組合及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 組合又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　組合又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

第８条　実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第９条　実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第１０条　公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第１１条　実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨並びに公開の日時及び場所その他公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該行政文書が期間の経過により公開することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

３　実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該行政文書が期間の経過により公開することができるもので、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第１２条　前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第１３条　公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から４４日以内にその全てについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条を適用する旨及びその理由

(2)　残りの行政文書について公開決定等をする期限

（事案の移送）

第１４条　実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第１１条第１項又は第２項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、行政文書の公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該行政文書の公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第１５条　公開請求に係る行政文書に組合及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)　第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第７条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)　第三者に関する情報が記録されている行政文書を第９条の規定により公開しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第２１条第１項第２号及び第３項第３号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第１６条　行政文書の公開の実施は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による行政文書の公開にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1)　文書又は図画　閲覧又は写しの交付

(2)　電磁的記録　記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又は写しの交付

（任意的公開）

第１７条　実施機関は、第５条の規定により行政文書の公開を請求することができる者以外の者から行政文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（適用除外）

第１８条　この条例の規定は、他の法令等の規定により、閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる行政文書については、適用しない。

（費用負担）

第１９条　この条例の規定による行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

２　この条例の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第３章　審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第２０条　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第２１条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第５号）第１条に規定する上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下する場合

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第２号において同じ。）

(2)　公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第２２条　第１５条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1)　公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2)　審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第４章　補則

（行政文書の管理）

第２３条　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

（検索資料の作成等）

第２４条　実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（実施状況の公表）

第２５条　管理者は、毎年１回、各実施機関の行政文書の公開についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報提供の推進）

第２６条　実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、行政文書の公開を行うほか、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。

２　実施機関は、組合行政に関する情報を効果的に提供するため、住民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

（情報公開制度に関する事務の改善）

第２７条　実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会条例の一部改正）

2　上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例

第１条中「個人情報の保護に関する法律」を「上尾伊奈資源循環組合情報公開条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　号）第２１条第１項及び個人情報の保護に関する法律」に、「第４項」を「第５項」に、「上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会」を「上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第７条第１項中「対し、」の次に「上尾伊奈資源循環組合情報公開条例第１１条各項の決定（以下「公開決定等」という。）（議会に係るものを除く。）に係る行政文書又は」を加え、同条第５項中「第１項」の次に「、第２項」を加え、「実施機関」を「実施機関等」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「実施機関」を「実施機関等」に改め、「対し、」の次に「公開決定等に係る行政文書又は」を加え、同項を同条第５項とし、同条第３項中「実施機関」の次に「及び議会（次項及び第６項において「実施機関等」という。）」を、「第１項」の次に「又は第２項」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、「提示された」の次に「行政文書の公開及び」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等（議会に係るものに限る。）に係る行政文書の提示を求めることができる。

第１０条中「第７条第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「同条第５項」を「同条第６項」に改める。

第１１条第１項中「第７条第４項若しくは第５項」を「第７条第５項若しくは第６項」に改める。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正）

3　上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号を次のように改める。

(4)　情報公開・個人情報保護審査会委員

別表第１の４の項中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

提案理由

上尾市及び伊奈町の住民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利について定めたいので、この案を提出する。

議案第６号

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第４項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

（委員）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

（会長）

第４条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、２人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第７号

上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。次条第２項において「法」という。）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者による人事行政の運営の状況の報告）

第２条　任命権者は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

２　前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　職員の任免及び職員数に関する状況

(2)　職員の人事評価の状況

(3)　職員の給与の状況

(4)　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(5)　職員の休業に関する状況

(6)　職員の分限及び懲戒処分の状況

(7)　職員の服務の状況

(8)　職員の退職管理の状況

(9)　職員の研修の状況

(10)　職員の福祉及び利益の保護の状況

(11)　その他管理者が必要と認める事項

（公平委員会の業務の状況の報告）

第３条　公平委員会は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、次に掲げる業務について、前年度における状況を報告しなければならない。

(1)　勤務条件に関する措置の要求に関する業務

(2)　不利益処分に関する審査請求に関する業務

（報告の公表）

第４条　管理者は、前２条の規定による報告を受けたときは、毎年１２月３１日までに、第２条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第８号

上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２第８項及び第３８条の６第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第３８条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第２１条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第３８条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第８項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第３８条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第１０条第２項に規定する退職派

遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の退職管理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第９号

上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第３項及び第４項並びに第２９条の２第２項の規定に基づき、職員（条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員（以下この条及び第６条において「条件付採用期間中の職員等」という。）を除く。以下同じ。）の意に反する降任（法第２８条の２第１項の規定による降任を除く。第２条及び第６条において同じ。）、免職及び休職の手続及び効果、失職の特例並びに条件付採用期間中の職員等の分限に関し定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手続）

第２条　任命権者は、法第２８条第１項第２号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第２項第１号の規定に該当する者として職員を休職する場合においては、医師２人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

２　職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第３条　法第２８条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

２　任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

３　法第２８条第２項第２号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第４条　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（失職の特例）

第５条　任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

２　前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

（条件付採用期間中の職員等の分限）

第６条　任命権者は、条件付採用期間中の職員等が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、その意に反してこれを降任し、又は免職することができない。

(1)　勤務実績がよくない場合

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3)　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

２　前項各号のいずれかに該当するものとして条件付採用期間中の職員等を降任し、又は免職する場合においては、その旨を記載した書面を当該条件付採用期間中の職員等に交付して行わなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の意に反する降任、免職及び休職の手続等に関し定めたいので、この案を提出する。

議案第１０号

上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条第４項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し定めるものとする。

（懲戒の手続）

第２条　戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額の１０分の１以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（停職の効果）

第４条　停職の期間は、１日以上６月以下とする。

２　停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

３　停職者は、停職の期間中、いかなる給与又は報酬も支給されない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第１１号

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条（育児休業法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

(2)　上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第９号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

(3)　上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例第９条の規定により同条第１項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第１１条第３号において同じ。）を延長された管理監督職（同条例第６条に規定する職をいう。第１１条第３号において同じ。）を占める職員

(4)　非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア　次のいずれにも該当する非常勤職員

(ｱ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第７条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第５条の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ｲ)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

(ｱ)　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第４条第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ｱ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ｲ)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第３条　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）

第４条　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日

(2)　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項及び第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第６条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）　当該子の１歳６か月到達日

ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、その

いずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第５条　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1)　当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末

日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3)　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）

第６条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　死亡した場合

イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2)　育児休業をしている職員が第９条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　前号ア又はイに掲げる場合

イ　民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

(3)　育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4)　育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状

態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第４条第３号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第７条　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第８条　育児休業法第３条第２項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る

子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第９条　育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第１０条　任命権者は、育児休業法第６条第３項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第１１条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員

(2)　上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員

(3)　上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例第１０条の規定により同条第１項に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第１２条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)　育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第６条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)　育児短時間勤務をしている職員が、第１５条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第６条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)　育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4)　育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5)　育児短時間勤務の承認が、第１５条第２号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6)　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7)　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態）

第１３条　育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1)　上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　号。以下「勤務時間条例」という。）第３条の規定の適用を受ける職員　次に掲げる勤務の形態

ア　日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、週休日以外の日において１日につき４時間勤務すること。

イ　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの５日間のうちの２日を週休日とし、週休日以外の日のうち、２日については１日につき７時間４５分、１日については１日につき４時間勤務すること。

(2)　勤務時間条例第４条第１項の規定の適用を受ける職員　次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア　４週間ごとの期間につき８日以上を週休日とし、当該期間につき１週間当たりの勤務時間が１９時間３０分、２０時間又は２３時間１５分となるように勤務すること。

イ　４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき１週間当たりの勤務時間が１９時間３０分、２０時間又は２３時間１５分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第１４条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第１５条　育児休業法第１２条において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2)　育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情）

第１６条　育児休業法第１７条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1)　過員を生ずること。

(2)　当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第１７条　任命権者は、育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第１８条　第１０条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第１９条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員

(2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第２０条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第７条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。

２　勤務時間条例第１４条第２項第９号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第１６条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第１４条第２項第７号の規定による特別休暇若しくは労働基準法第６７条第１項の規定による育児時間に相当する時間（以下この項においてこれらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１６条の規定による介護時間若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間に相当する時間（以下この項においてこれらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業の承認の取消事由）

第２１条　第１５条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠又は出産等についての申出及び育児休業の請求に係る措置等）

第２２条　任命権者は、職員からの当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実の申出及び育児休業の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を講じなければならない。

（規則への委任）

第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成１３年法律第１４３号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第２条第１項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第２

条第１項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第２条第２項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

３　前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

（再任用短時間勤務職員の特例）

４　短時間勤務の職を占める職員で、上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例附則第５項又は第９項の規定により採用された職員は、第１９条第２号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律を実施するため、職員の育児休業に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第１２号

上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（趣旨）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第１３号

上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４３条の３第１項の規定による財政に関する所要事項を説明する文書（以下「財政状況」という。）の公表については、この条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第２条　財政状況の公表は、毎年６月１日及び１２月１日に行うものとする。ただし、当該公表の日が上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　号）第１条第１項に規定する組合の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日に行うものとする。

２　天災その他やむを得ない事故により、前項に規定する期日に財政状況の公表を行うことができないときは、管理者は、事故のやんだ時から１月以内にこれを行わなければならない。

（公表事項）

第３条　前条第１項の規定により６月１日に公表する財政状況においては、前年１０月１日から３月３１日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　予算に対する収入及び支出の概況

(2)　財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3)　前２号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

２　前条第１項の規定により１２月１日に公表する財政状況においては、４月１日から９月３０日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明らかにするものとする。

（公表の方法）

第４条　財政状況の公表は、上尾伊奈資源循環組合公告式条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第　号）第２条第２項各号に掲げる掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。

（閲覧）

第５条　上尾市及び伊奈町の住民は、公表の日から３月間は財政状況の閲覧を請求することができる。

（その他）

第６条　この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における財政状況の公表に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第１４号

上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３８条の４第７項の規定により、行政財産の使用を許可した場合における使用料については、別に条例で定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料の納付）

第２条　行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第３条　前条の使用料の額は、別表のとおりとする。

（納付の時期）

第４条　使用料は、前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第５条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)　他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2)　公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。

(3)　災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。

(4)　前３号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第６条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができないとき。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

種類	使用の区分	単位	使用料
土地	建物又は工作物の敷地展示場、駐車場、材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額
	電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合	月額又は年額	類似のものの使用料を勘案して管理者が定める額
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次に掲げる額の合計額 (1) 当該建物の適正な価格に１，０００分の６を乗じて得た額 (2) 当該建物の敷地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額（当該敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）

	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額

備考

1　土地又は建物の一部に自動販売機を設置させる場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、１台につき月額１，５００円とする。

2　使用料は、土地においては時価、整備状況、近隣における土地の賃貸料等を、建物においては建築価格、耐用年数、経過年数、維持保存の状況、電気、ガス、水道等の利用状況等を考慮して決定する。

3　使用料が月額の場合において、使用期間が１月に満たない場合は日割りにより、年額の場合において使用期間が１年に満たない場合は月割りにより計算する。

4　土地及び建物でその面積に１平方メートル未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。

提案理由

行政財産の使用を許可した場合における使用料について定めたいので、この案を提出する。

議案第１５号

上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

（趣旨）

第１条　財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

（普通財産の交換）

第２条　普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の６分の１を超えるときは、この限りでない。

(1)　本組合において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2)　国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本組合の普通財産を必要とするとき。

２　前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

（普通財産の譲与又は減額譲渡）

第３条　普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1)　他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(2)　他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3)　公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(4)　公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

（普通財産の無償貸付又は減額貸付）

第４条　普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)　他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2)　地震、水災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

（物品の交換）

第５条　物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

２　第２条第２項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（物品の譲与又は減額譲渡）

第６条　物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1)　公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2)　公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

（物品の無償貸付又は減額貸付）

第７条　物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第１６号

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例を次のように定める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例

（設置）

第１条　組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設等（次条において「ごみ広域処理施設」という。）の整備に係る必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査審議するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(1)　識見を有する者

(2)　関係団体を代表する者

(3)　組合を組織する地方公共団体の職員

(4)　前３号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第７条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年７月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(7)　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員

別表第１に次のように加える。

7	上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会	
	委員長	日額　６，４００円
	委員	日額　５，２００円

提案理由

新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に係る必要な事項を調査審議するため、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第１７号

監査委員の選任について

上尾伊奈資源循環組合監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

野　本　初　美

○○○○○○○○○○○○

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、上尾伊奈資源循環組合監査委員に野本初美氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第２９２条において準用する同法第１９６条第１項の規定により、この案を提出する。

議案第１８号

監査委員の選任について

上尾伊奈資源循環組合監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

○○○○○○○○○○○○○

齋　藤　仲　司

○○○○○○○○○○○

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、上尾伊奈資源循環組合監査委員に齋藤仲司氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第２９２条において準用する同法第１９６条第１項の規定により、この案を提出する。

議案第１９号

公平委員会委員の選任について

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

馬　橋　　繁

○○○○○○○○○○○○

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に馬橋繁氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、この案を提出する。

議案第２０号

公平委員会委員の選任について

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○

川　田　貴　雄

○○○○○○○○○○○

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に川田貴雄氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、この案を提出する。

議案第２１号

公平委員会委員の選任について

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和５年４月１１日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

記

○○○○○○○○○○○○

長　島　晴　夫

○○○○○○○○○○○

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員に長島晴夫氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、この案を提出する。